

徳島大学理工学部自己点検・評価委員会規則

平成28年4月1日
理工学部長制定

(設置)

第1条 徳島大学理工学部に、徳島大学理工学部自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価及び外部評価(以下「自己評価等」という。)の実施項目、実施内容及び実施方法に関する事。
- (2) 自己評価等の実施及びその結果の公表に関する事。
- (3) 自己評価等の結果に基づく改善策に関する事。
- (4) その他自己評価等に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長が指名した委員長、副委員長
- (2) 各履修コースから選出された者 各1人
- (3) その他委員会が必要と認める者

2 委員長及び副委員長は、前項第2号の委員を兼ねることができる。

3 第1項第2号の委員は、情報光システムコース及び応用理数コースにあつては系から各1名を選出することができる。

(任期)

第4条 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。

2 前条第1項第2号の委員の任期は2年とする。ただし、委員が任期の途中で欠員となつた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 副委員長は、次年度の委員長とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(代理出席)

第7条 第3条第1項第2号及び第3号の委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(小委員会)

第9条 委員会に、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、委員長の指名する委員をもって構成する。

3 小委員会には、委員以外の者を加えることができる。

4 前2項のほか、小委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、常三島事務部理工学部事務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に選出される第3条第1項第2号の委員のうち、社会基盤デザインコース、応用化学システムコース、情報光システムコース情報系及び応用理数コース数理科学系から選出された者の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。